

未来ケアカレッジ 介護福祉士筆記試験対策通信講座 学則

(設置目的)

第1条 本研修は、介護保険制度に基づく介護福祉士の資格取得を目的とする。

(名称)

第2条 本研修は 未来ケアカレッジ 介護福祉士筆記試験対策講座という。

(位置)

第3条 第3条 実施者は本社を愛知県名古屋市中村区椿町 21-2 に所在を置く。

(養成課程、修業年限)

第4条 本研修の課程、修業年限は次の表の通りとする。

養成課程	修業年限
通信課程	2月

※入学時期により、変動あり。

(入所時期)

第5条 入所時期は開校日とする。

(休業日等)

第6条 通信講座のため休業日は特に定めない。

(教育課程)

第7条 本研修の教育課程は、別表第1の通りとする。

(履修方法)

第8条 前条に規定する教育課程に基づき、スクーリング（面接指導）、テキストによる自宅学習（通信指導）、メールまたは対面による質問の受付により行う。
通信指導は、所定の提出期限までに課題等を提出し、添削指導を受けるものとする。

(入所資格)

第9条 入所資格は、下記のいずれかを満たす者とする。
介護の実務経験を有し、介護福祉士を目指している者
介護福祉士に必要な知識を身に付けるための努力を惜しまない者

(入所者の選考)

第10条 受講希望者から提出された本研修所定の申込書の内容を総合的に判断し決定する。

(入所手続)

第11条 本研修の入所手続は、次の通りとする。

- (1) 本研修の受講希望者は、当校のホームページより、必要事項を入力または本研修指定の申込用紙に必要事項を記載の上、期日までに申し込みを行う。
- (2) 受講が決定した者については、受講決定通知書を発行する。
- (3) 受講決定者は、指定の期日までに受講料を納入する。

(休学、復学)

第12条 受講生が疾病、その他やむを得ない事由によって、スクーリングに参加できない場合は、健康診断書等その事由を記した届を施設の長に提出し、休学の許可を受けなければならない。また、復学を願い出るときも、その事由を記した届を提出し、施設の長の許可を受けなければならない。

(退学)

第13条 退学しようとする者は、その事由を記した届を提出し、施設の長の許可を受けなければならない。

(学習の評価)

第14条 通信指導の科目は添削課題、また模擬試験をもって評価を行う。添削課題は60%以上、模擬試験においては70%以上を点数することで合格とみなす。

(課程修了の認定方法)

第15条 前条に挙げる合格基準をすべて満たした者に対し課程修了の認定を行う。

(受講料)

第16条 本研修の受講料は76,450円とする。受講料の中には、消費税・テキスト代・メールによる質問を含むものとする。

なお、地域・時期等による受講料割引を行う場合は、ホームページまたは案内パンフレットにて告知する。

2. 第1項に規定する受講料は、受講申込み後、所定の期日までに納付しなければならない。

(受講料の返還)

第17条 開講以降は出席の有無にかかわらず、既に納入した受講料は返還しない。ただし、特別の事由があると認められた場合は、全部又は一部を返還する。

(受講の取消し)

第18条 次に該当する場合は、受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、終了の見込みがないと認められる者

(2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

(施行細則)

第19条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、本研修がこれを定める。

附則

1. この学則は、令和3年 4月 1日から施行する。

2. 別表1（学則第7条関係）

大分類	小分類
人間の尊厳と自立	人間の尊厳と自立の関連用語
	制度等にみる人間の尊厳と自立
人間関係とコミュニケーション・コミュニケーション技術	さまざまなコミュニケーション
	相談支援における技法
	介護におけるチームのコミュニケーション
	介護におけるチームマネジメント
社会の理解（1）社会福祉全般	社会福祉の理念・理論等
	社会福祉法
	家族
	地域・社会・組織
	社会福祉の財政等
	社会保障制度
	社会保険
	生活保護法
	その他の低所得者に関する法制度
	専門職の種類
	利用者の権利擁護に関するサービス
	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）
	「働き方改革」の実現に向けて
社会の理解（2）高齢者福祉	高齢者関連のデータ
	高齢者福祉の歴史とその概要
	老人福祉法
	介護保険法
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
社会の理解（3）障害者福祉	障害者基本計画
	障害者福祉の歴史とその概要
	障害者基本法
	障害者の定義
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
	難病の患者に対する医療等に関する法律
	障害者の雇用の促進に関する法律（障害者雇用促進法）
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
	高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律
	その他の障害児関連の法制度
障害者に関するマーク	
介護の基本	介護福祉士とは
	社会福祉士及び介護福祉士法
	日本介護福祉士会倫理要綱
	個人情報保護法
	リスクマネジメント・緊急時の対応
	災害時の対応等
	身体拘束の禁止・虐待の対応
	多職種連携
	各専門職と介護サービスの役割
	介護従事者の健康管理
生活支援技術	生活支援
	家事の介護
	居住環境の整備
	福祉用具の活用
	移動の介護
	身じたくの介護
	食事の介護
	入浴・清潔保持の介護
	排泄の介護
	休息・睡眠の介護
	人生の最終手段における介護

介護過程	介護過程の意義と目的
	介護過程の展開
こころとからだのしくみ	覚えておきたい医学関連データ
	健康の概念とこころとからだのしくみ
	生活に関するこころとからだのしくみ
	高齢者に多い疾患
発達と老化の理解	人間の成長と発達の基礎的理解
	欲求と適応
	老年期の特徴
認知症の理解	医学的側面から見た認知症の基礎
	認知症の中核症状と行動・心理症状 (BPSD)
	認知症がある人と家族への支援
障害の理解	障害の概念
	障害のある人の心理
	身体障害
	知的障害
	精神障害
	発達障害
	高次脳機能障害
	難病
	障害のある人の特性を踏まえたアセスメント
	連携と協力
	家族の支援
医療的ケア	医療的ケア実施の基礎
	喀痰吸引
	経管栄養